

「腕輪形石製品のにせもの」

——その存在と博物館における保管・収集業務について——

徳田 誠志

一 はじめに

古墳から出土する遺物に鍬形石、車輪石、石釧という名称で呼ばれるものがある。これらは一括して腕輪形石製品と総称されるものであり、個々の名称の由来、存在意義等については本誌前号で述べたとおりである^①。また、これらの遺物が古墳時代前期の社会を考察していく上で極めて重要な鍵を持つものであることは研究史を振り返るまでもなく明らかであり、筆者も資料紹介等を通じて考察してきた^②。

小稿は腕輪形石製品の資料収集を行っている過程で、いくつかの模造品と思われる個体に遭遇したことが端緒であり、いわば腕輪形石製品研究の副産物である。模造品とはすなわちに「せもの」（＝贋作）であるのだが、なぜこのようなものが存在するのかを追及していくと、江戸時代中期の弄石家の活動と密接な関係にあることを知った。小稿ではこれら腕輪形石製品の模造品の紹介と、その存在理由を考究していくとともに、博物館における保管・収集業務について考えてみたい。

さて、関西大学博物館にもいくつか腕輪形石製品が所蔵されている。しかしながら関西大学博物館所蔵品には出土地不詳のものが少なくなく、この点では考古学研究にあたって、かならずしも第一級の資料といえないものであることはやむを得ない。そのうち鍬形石のいくつかについては紹介したこともあるが^③、その際にもこれらの全てが古墳時代遺物であるか否か判断に苦しむものがあり、若干の嫌疑を抱いていたことも事実である。

すなわち古墳時代の遺物であることを判断するためには、出土地、及び出土状況が明確な遺物と、これら嫌疑の持たれるものを、形状、使用されている石材、製作技法、施文方法等について多方面から厳格に比較検討する必要がある。実際、さほど複雑でない形状の腕輪形石製品であれば、同様の石材を使用して後世に作り出すことは十分可能性のあることである。しかしながら、これらの作り出されたものに施された、古色を帯びさせる、あるいは無理に風化させるなどの作為は、今日の研究者にとつて、何とはなく不自然な感じを抱かしめるものである。科学的な分析という方法も考えられるのであろうが、それ以前に不自然な感と

いう感覚的な判断が可能な個体が存在することも事実である。

このような観点で改めて関西大学博物館の所蔵品を見ると、次章で紹介する資料のように明らかな模造品が存在することを確認した。また、同様の例を他の博物館に求めた結果、今回紹介するような個体が散見された。これらは大半が出土地不詳であり、多くが個人コレクションの中にある。よってなかなか世間の耳目を集めるものではないし、博物館に所蔵されているものについても、その個体の醸し出す不自然さから蔵品目録等に掲載されることも少ない。よって、実数を把握することはなかなか難しいことであるが、一〇、二〇個という数ではないように思われる。

考古資料に限らず美術品にしろ、あるいは文献史料でも贋作、偽書と呼ばれるものが存在する。その結果、古今東西を限らずにせもの騒ぎが起き、多くの場合売買に伴う金銭トラブルがついてまわる。故に贋作については闇の話、あるいは醜聞として取り扱われることが多く、論考の対象にすることも憚られる風潮がないとはいえない^④。

今回、このような腕輪形石製品の^{せもの}を扱うことは、これら腕輪形石製品の模造品が存在することを紹介し、その存在理由を考えていくことにある。よって醜聞の類とは縁遠いものであることを冒頭に記しておきたい。

では何故このような腕輪形石製品の^{せもの}を取り扱うかという理由は、今回の腕輪形石製品をはじめ江戸時代の弄石家が競って^{せもの}を収集した活動が今日の博物館活動の礎として位置付けられる。そしてそれは当時の本草学、あるいは物産学と呼ばれた実証性を重んじた実学の

なかに位置付けられるものであり、その状況を知ることを目的としている。また、腕輪形石製品の^{せもの}が、博物館の機能のひとつである保管・収集業務について考察していく材料になるであろうことによるものである。

また、腕輪形石製品に限らず、今日の膨大な出土資料の洪水のなかで省みられる機会の少ない、考古学史を振り返ることもあり、ひいては腕輪形石製品によって古墳時代前期の社会を考察していく際の血肉になつていくことを願うものである。

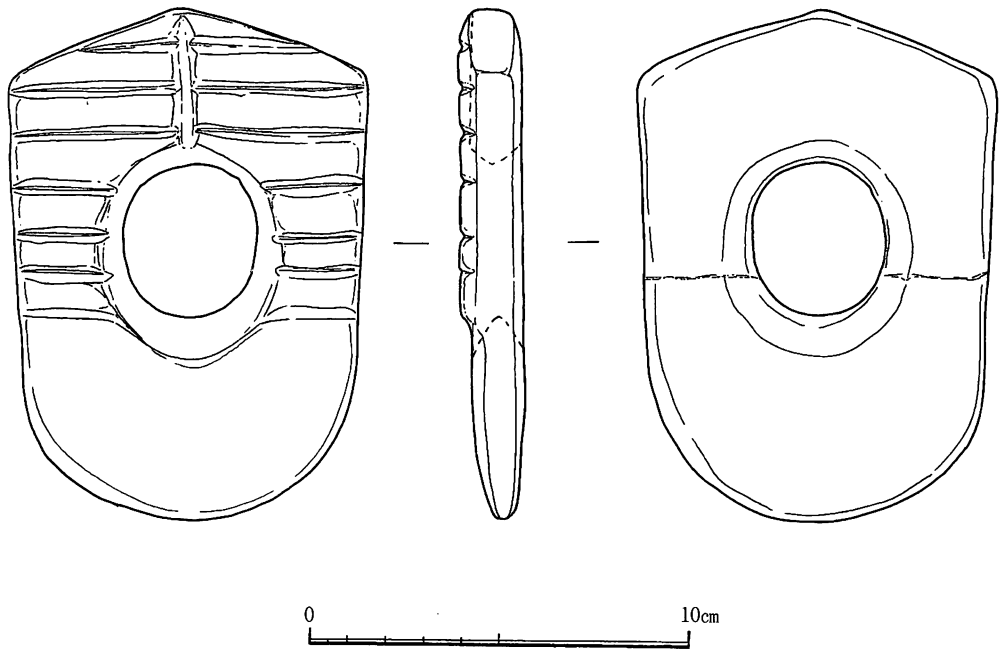
二 腕輪形石製品の模造品の諸例

本章では今回実見し、実測図を作成できた四例を提示し、腕輪形石製品の模造品の実態を紹介することとする。

・ 関西大学博物館所蔵品（第1図 写真1）

全長一三・四センチを測り、頂辺がやや尖った楕円形に近い形状を呈する。現在は中央付近で二つに割れているものを接合している。上半部に横方向の六条の沈線を施し、中央にも縦位の沈線を施す。中央やや上にはほぼ円形の孔をあけている。形状としては車輪石のようでもあり、新相を示す鋏形石のようでもある。どちらかといえば左右対称形の鋏形石を模造したものであろう。

いまま少し細かく観察すると、形状は逆台形に近い上半部と半円形の下半部からなり、最大幅は九・五センチを測る。製作の順序としては全体の形状を作り出したのち、中央の孔を最初に穿つたものと思われる。



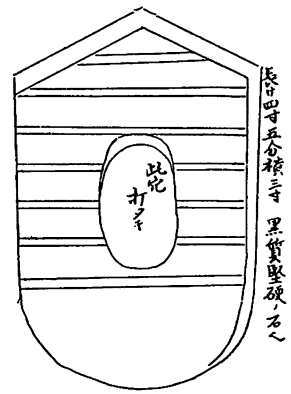
第1図 関西大学博物館所蔵品実測図 (1/2)

この孔は長径四・一四センチ、短径三・六二センチを測るやや縦長のもの、断面図からも明らかのように表裏から削り取るように穿孔している、その結果断面が鼓形を呈する。すなわち本来の鋳形石、車輪石の孔は抜き取ったものが円筒形になるようにまっすぐ穿孔されるものであるが、本品の孔の形状は本来の腕輪形石製品と大きく異なるといえる。次に、この孔から上方に向けて一条の沈線が刻まれている。横方面の沈線に比べやや幅広いものである。横方面の沈線はすべて中央から外方に向けて刻まれている。いずれも〇・四〜〇・六センチほどの幅であり、沈線の断面形は三角形を呈し、いずれも鋭利な刃物によって刻まれているものと判断できる。その他、裏面は無文であり、周囲は角を落として丸く仕上げられている。表面には不定方向の研磨痕が残され、下半部は基本的に横方向の研磨痕が認められる。色調は全体に暗茶灰色を呈し、土朱等は現状では観察されない。石材は砂粒を多く含む石材であり、肉眼観察ではあるが、砂岩系の石であると思われるもののはつきりしない。少なくとも通常の腕輪形石製品に使用される碧玉や緑色凝灰岩でないことは確かである。後述する高山市郷土館が保管する資料と極めてよく似た石材を使用している。

さて、本品の来歴であるが昭和一〇年刊行の『山本考古室要録』によると「滑石製假器 出土地不詳 真偽不詳」と記述されている。よって本品が山本コレクションに含まれていたことは確かであるが、出土地等の詳細は不明であり、さらに、この時点ですでに真偽について疑問が提示されている。さらに、山本コレクション以前の所蔵先を考えると、本品が山本コレクションの中核をなしている神田孝平の所蔵品であろうと

いう点も想定が可能である。その根拠として神田の著した『日本太古石器考』の中に同様の個体が多数掲載されており、神田がこれらの遺物に強い興味を抱いていたものと思われる。ただ、この個体そのものについて、神田がどのように入手したかについては不明といわざるを得ない。しかし類例調査を進めていく過程で、後述する二木長嘯が残した文書の中に、本品の拓本、略図が残されていることが判明した。それは一枚の半紙にもう一点別の模造品と思われる個体の略図とともに描かれたものである（写真2）。ただ、この半紙については注記がなく、いつだれによつて採拓され、略図が描かれたかについては厳密には不明である。しかし長嘯以外の人物が残したとは考えがたく、さらに推測にはなるが、長嘯が寛政年間に木内石亭らを訪問し、神代石の採拓、模写を行っていた時の習作ではなからうか。石亭の手元にあつたか否かの個人名はともかく、江戸時代弄石家の所蔵品であつたことは確かであろう。この意味でこの拓本、略図は、本品が江戸時代から伝世していることを証明する史料であり、腕輪形石製品の模造品の出自を考えていくうえでも貴重なものである。

さらに本個体に類似した資料が『古圖類纂』に示されている（第2図）。ここに示したものは石亭の手元にあつたものとされるが、外形は極めてよく似ており、大きさもほぼ一致する。相違する点は上辺中央から孔にかけての沈線が認められない点である。この点については絵図の信憑性が問題であり、関西大学所蔵品と同一個体があることは確認できないものの、石亭の元に極めてよく似た石製品が存在していたことは認められよう。おそらく第2図に示したのも腕輪形石製品の模造品であ



第2図『古圖類纂』所収石製品（注⑧より）

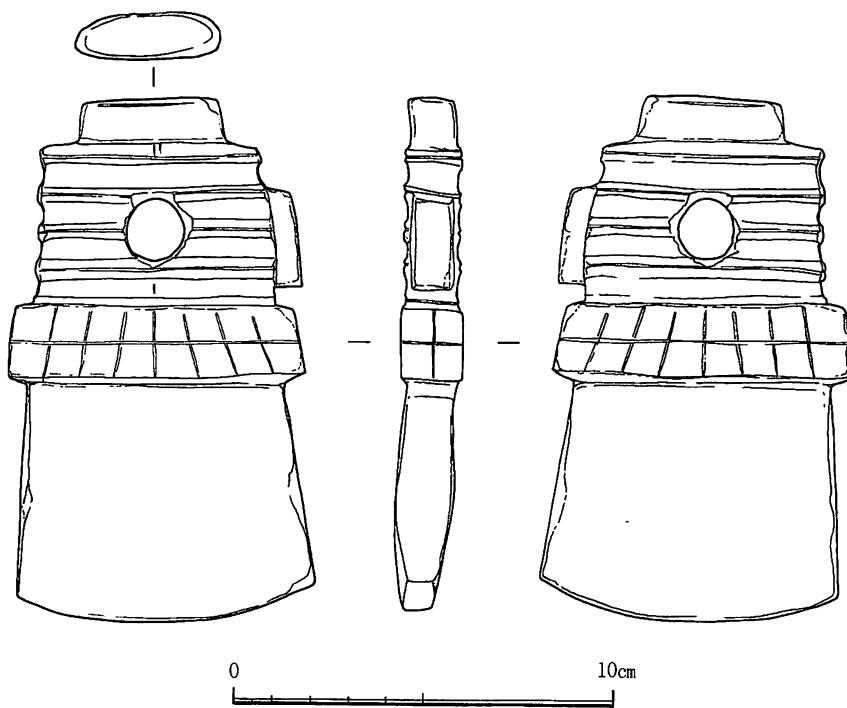
ると思われるが、この想定が正しければ、類似した模造品がいくつも製作され、江戸時代弄石家の手元にあつたことが窺える。

・天理参考館所蔵資料

天理参考館には以下に述べる二点の腕輪形石製品の模造品が所蔵されている。

第3図に示したものは、かつて梅原末治氏が報告したものであるが、まずその形状を記述していく（第3図 写真3）。本品は鋏形石の模造品と思われるもので、取り敢えず本来の鋏形石の名称を借用して記述を進めていく。また、表裏ともに同様の文様が施文されており、本来は表裏の区別はないものと思われるが、便宜上、突起部が右側にくる面を表として記述していく。

笠状部にあたる部分は幅三・九六センチ、高さ一・一五センチを測り、上面から見ると長楕円形を呈している。上端近くに弱い横方向の沈線が一条施されており、一応文様としての意識があるものと思われる。環状



第3図 天理参考館所蔵品実測図 その1 (1/2)

部中央の孔は直径約一・六センチを測るほぼ正円形で、全体の大きさに比べると小さく感じられる。この環状部には四条の凸帯を作り出し、その中央部にそれぞれ沈線を施す。このような形状の施文は一般に琴柱形石製品によく認められるものである。この環状部の右側に一段低く長さ二・五二センチ、幅〇・六三センチほどの長方形の突起が作り出されている。この部分には何の文様もなく、本来の鋏形石の右側にある突起部を模倣しているものと思われる。環状部と板状部の間に幅七・八七センチ、高さ二・〇二センチを測る両側に飛び出した横帯が作られている。

この横帯の表面に七本の縦方向の沈線が施され、さらにその中央にも横方向の沈線が一条刻まれている。側面にも同様の形状で十文字の沈線が認められる。これらの沈線はいずれもシャープに刻まれており、それほど磨耗もしておらず、鋭い刃物で施文されたものと思われる。板状部には一切文様がなく、表裏ともに研磨痕を認めることができる。側面には若干欠損があるが、見方によっては故意に瑕疵を付けたように感じられる部分もある。

以上、形状は突起部を除き左右対称であり、また表裏の区別もないため、側面図にも示したように反りはほとんど見られない。全体の色調は灰色を呈し、わずかに緑色を帯びる。しかしながら、石材は緑色凝灰岩、碧玉ではなく、粘板岩系の石材であり、比重が高く、重く感じられる石材で、本来の腕輪形石製品に使用される石材でないことは明らかである。

また、梅原氏も指摘しているが、表裏とも沈線の中を中心に赤色顔料が付着している。梅原氏はこの事実をもって古墳からの出土品であることを指摘しているが、本品が模造品であるという立場でいえば、この赤

色顔料にも不自然な感を受ける。この点については赤色顔料の科学的な分析を行わないと結論は得られないが、古墳時代の赤色顔料であるか否か検討しなければならぬであろう。色調について補足すれば、板状部の一部に何かを塗り付けたような部分が観察できる。これが何であるかは不明であるが、古色を帯びさせるような作為とも感じられるものである。

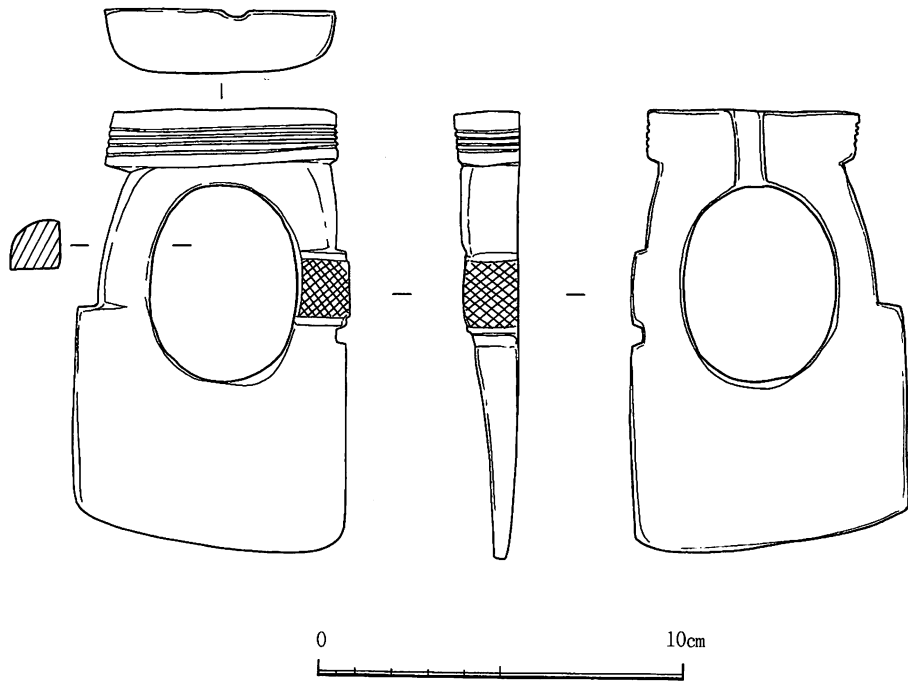
さて、本品の性格であるが、先述したように梅原氏は本品に極めて類似した例をいくつかあげ、古墳時代の遺物として鉞形石製品という名称を与えて考察されている。しかしながら梅原氏も『出土地點の詳らかでない遊離したものであることはその性質を放える考古學上の資料として不十分なものであることは否み得ない。』云々と記述されているように、梅原氏が紹介された以後の調査でも古墳の内部施設はもとより、古墳時代の遺跡からの出土は確認されていない。それゆえ、鉞形石製品そのものが古墳時代に存在しているのかという根本的な問題から考える必要がある。

所謂、石製模造品と呼ばれるものの中に、斧、鎌、鑿、鉈等を模倣した遺物が往々として古墳の副葬品に見られることは事実であるが、これらの模造品については鉄製の利器としての製品もまた存在している。逆に鉞とされる鉄製品は出土していない。短冊形鉄斧、あるいは大形の鉄製斧が鉞と同様の機能を果たしたであろう工具として存在するが、梅原氏の指摘した中国の製品に類似した鉞と考えられる鉄製品は出土していない。

この点を考慮すれば、本個体は鉄形石の模造品として扱える資料であ

ると考えている。さらに、梅原氏が先の論文の中で紹介した資料のいずれもが、腕輪形石製品の模造品であろうと考えられよう。

続いてもう一点の模造品と思われる石製品について記述する(第4図写真4)。形状は鉄形石と考えてよく、よって前述のものと同様鉄形石の各部分名称を借用して記述を進めていく。全長は一二・二〇センチを測る、笠状部は幅六・三八センチ、高さ一・五一センチで、上面形は蒲鉾状を示す。表面には四条の沈線を施すことによつて、三条の凸線を作り出している。環状部は平坦面がなく側面まで緩やかなカーブをもつて裏面に至る。よつて断面形は扇状に近い形状を示す。孔は長径五・三センチ、短径四・〇五センチを測り、ほぼ左右対称の楕円形を呈する。右側に作られている突起部は孔のほぼ中央付近の高さに作られており、張り出しは低く、板状部の右辺とほぼ直線で結んだ線上にある。この突起の表面には一〇本の細い沈線によつて斜格子目状の施文が施されている。通常の鉄形石においてはこの部分は無文であるか、一、二条の沈線が施されるものであり、本個体のように斜格子目状の施文は管見では知らなくない。車輪石、石釧においてもこのような斜格子目の文様は極めて少なく一般に腕輪形石製品には用いられない文様であると言えよう。この点が本品を模造品と考える一つの根拠である。板状部については左辺が短く、よつて下辺は左上がりになっている。板状部は通常突起部下の削り込みから緩やかな曲線を描くのが通常である。本品のようにまっすぐ下に延びるものは左右対称形の鉄形石以外では見られないものである。本品について、右辺が短いことと併せて全体の形状がアンバランスな感を受け一因にもなっている。



第4図 天理参考館所蔵品実測図 その2 (1/2)

裏面については笠状部から孔に至るまでの縦位の凹線が刻まれているだけで、他の文様は一切認められず、笠状部と環状部の境、あるいは環状部と板状部の境を示すような線も見られない。このような製品は滋賀県北谷一ノ号墳に出土例があるが、未製品として考えられている^⑧。反りは側面図からも明らかのようにほとんど見られず、板状部の厚みが先端にいくに従って薄くなるのに伴い若干のカーブを描くに過ぎない。

色調は淡緑色を呈し、石材は比較的硬質感のある石材であり、碧玉に近い石材である。石材としては前述のものが腕輪形石製品には使用されない石材を使用して製作されているのに対し、本個体の石材は本来の腕輪形石製品においても十分使用される石材である。

さて、本品を模造品とする根拠は、突起部の施文と全体のプロポーションであり、やや感覚的であることは否めない。石材については十分本来の腕輪形石製品に使用されるものである。また、江戸時代の文献史料の中にも本品を示すような記述、絵図面、拓本は見当らない。よって、模造品として扱うには不安も残るが、今回は前述した不自然な感を抱かしめるといふ感覚に従い模造品として扱っていききたい。

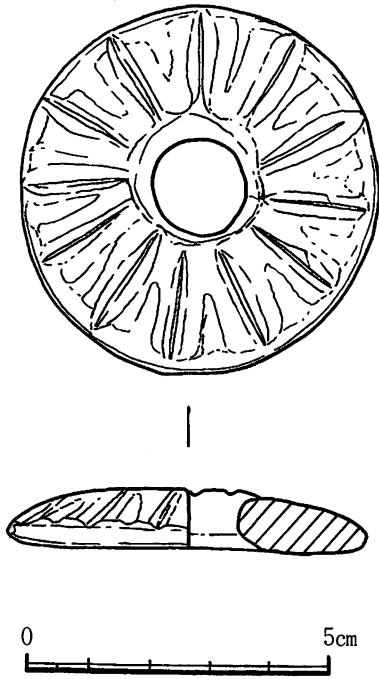
以上、天理参考館に所蔵される二点について述べてきた。いずれも出土地は不詳であり、戦後まもない時期に購入された資料であるという。

・高山市郷土館保管資料

江戸時代の弄石家の一人である二木長嘯の所蔵品の多くは、現在高山市郷土館に保管されており、その中にも腕輪形石製品の模造品がある。長嘯については次章でも触れるが、まず、模造品と思われるものについて記述しておく(第5図 写真5)。

形状は直径六・〇七―六・一一センチを測るほぼ正円形の個体で、中央に直径一・六センチほどの孔が穿たれている。環状部の断面形から車輪石を模倣したとも考えられるが、模造品のために真の腕輪形石製品と比較することは困難であると思われる。手本とした腕輪形石製品は存在したかもしれないが、大きさといい、施文といい真の腕輪形石製品とは程遠いものである。

その施文は、表面の斜面に一二条の沈線を施し、さらに各間を中央の孔から外方に向けて凹線を刻んでいる。これらの文様は極めて鈍いものであり、一二条の沈線は一応断面三角形を呈するが、その間の凹線は弱く、浅いものである。全体的に施文は雑であり、孔の穿孔も関西大学博物館所蔵品と同じく、穿孔は表裏から削るようになされている。全体の色調は暗茶灰色を呈し、石材は砂粒を多く含むもので、先の関西大学所蔵品に類似し、少なくとも本来の腕輪形石製品に使用されるものではない。



第5図 高山市郷土館保管品実測図(2/3)

い。

裏面は無文であるが、「和州古野牡丹波市野山」と記された和紙が張り付けられている(写真6)。この地名は出土地を示すものであると思われ、「丹波市」という地名は現在の奈良県天理市丹波市町であろう。よって「古野」は「布留野」と考えられる。しかしながら「野山」にあたる地名は不明で、この出土地が古墳であるか否かは不明である。この「和州古野牡丹波市野山」という地名は、他の文献においても石製品の出土地名として記されており、石製品が出土する場所として江戸時代に有名なところであったと考えられる。すなわち、本個体は模造品であることは確かであり、むしろ出土地が明らかであることが不可解であり、却って作偽が感じられるものである。このことは本個体のように「和州」出土と称することによって、模造品に付加価値を与えようとしたものと推測できよう。周知のように天理市周辺には腕輪形石製品が多数出土している。櫛山古墳をはじめ前期古墳が集中し、また近くの石上神宮からも石製品が出土している。よって、江戸時代からこの地域が腕輪形石製品が多数出土する場所であったことが知られていたと考えられ、また、弄石家の一人である大和普賢院が居住していたことも、この名称を付ける際の要因になったのではなからうか。

なお、本個体の周囲には墨の痕跡が残り、おそらく以下に述べる絵図が描かれた時に付着したものであろう。

さて、本品がどのように長嘯の手元に至ったかについては不明である。長嘯の手元にあったものであることは写真7に示した『神代石圖巻之乾』の冒頭に本品の絵図が描かれ、「大如圖 厚サ三分位圓径二寸 裏

和州古野社丹波市野山」と左右に注記してある(写真8)。この『神代

石圖』は巻之坤の巻末に「右図スル所ノ古石ハ予曾祖父長右衛門俊恭長

嘯ト号ス性来石癖アリ四方ニ請求シテ既藏スル所ナリ(以下略)」とあり、明治一八年五月二五日長右衛門俊康の署名がある。よって模写は明治一八年になされたものであるが、ここに描かれた石器は本来長嘯の手

元にあつたものと考えてよいであろう。その他具体的に本品の来歴を知る資料はないが、長嘯の収集品は飛騨地方出土の縄文時代石器類が中心

であり、このような腕輪形石製品の模造品は異質である。そして、事実とは信じ難いが、奈良県出土とされていることから、先に述べたように、

寛政年間に関西方面を訪れた時、長嘯自身が買い求めた可能性が考えられる。もう一つの入手方法としては、石亭が再三、長嘯に石器の譲渡を

求めており、長嘯が何度かその要請に答えたことが、残されている書簡から判明している。このように二人の間で石器の交換がなされていたこ

とは明らかであり、本品は長嘯が送った飛騨地方出土石器と交換に石亭から送られたものかもしれない。石亭に限らずとも、収集したコレクシ

ョンを同類の弄石家と交換し合うことはかなり頻繁になされていたようであり、そのような経緯で長嘯の手に届けられたと考えるのが妥当であらう。

いずれにせよ本品は古墳時代の石製品ではなく明らかに模造品であるのだが、他の資料が何回かの所蔵先を経て現在の博物館等に納められているのとは異なり、江戸時代の弄石家が収集した状態で今日まで伝えら

れていることが重要である。すなわち、この資料によって江戸時代の弄石家の活動を遺物と残された書簡等の史料の両面から考察することがで

きるのである。

以上、腕輪形石製品の模造品について今回実見できた四例を紹介してきた。実際のところこの種の模造品が少なくないことは明らかである。今回は図示しなかったが、関西大学博物館所蔵品においても他に何点か模造品が存在している。かつて紹介した小形の鋏形石も、現在では模造品の可能性が高いものであると考えている。

その他、梅原氏が前掲の論文の中で紹介した藤田美術館所蔵品をはじめ、多くの腕輪形石製品の模造品が存在しているものと思われる。また、井上コレクションの中にある車輪石についても実見はしていないが、写真を見る限り模造品と考えられるものである。このように、腕輪形石製品の模造品が多数存在していることは明らかであるが、次章でなぜこのようなものが存在するのか、またその性格について考えていくこととする。

三 腕輪形石製品の模造品の性格

前章において腕輪形石製品の模造品の諸例をあげ、これらの遺物が少なくないことを指摘した。本章ではこれらの性格を考察し、なぜこのような模造品が存在するのかということについて言及してみたい。

結論を先に述べると前章で紹介した資料のいずれもが、江戸時代中期(一八世紀後半)に製作されたものと考えている。その根拠については個々の記述でも指摘したが次のようにまとめられる。

すなわち、基本的にこれら模造品は出土地が不詳である。長嘯の所蔵

品に現在の天理市の出土地名を記した和紙が張り付けられているが、到底信ずるに足りないものであることは述べた通りである。また、大きさ、形状、全体のプロポーション、製作技法（特に穿孔方法）、施文の種類とその状況などいずれの点を取り上げても、今日古墳出土の腕輪形石製品とは大きく異なっていることがわかる。もちろん出土地が不詳であることが即、模造品の根拠となるわけでもなく、また今日知られていないものがすべて模造品であると断定してしまうのは乱暴であるかもしれない。しかしながら、前章で観察した資料のなかに、古色を帯びさせる、あるいは故意に瑕疵をつけたと思われる個体が存在していることも事実である。

このようにこれまで模造品という名称で記述してきたが、これらの個体の性格をより明確に記述するのであれば、せものと呼ぶべきものである。よって、古墳時代前期の社会を考察していく資料に供することができないことは明白である。

ではなぜこれらのせものが多数作られ今日まで伝えられてきたのかという点を考えていく必要がある。この点を考えていくと江戸時代中期、一八世紀後半の木内石亭、木村兼葭堂、二木長嘯ら弄石家（奇石家）と呼ばれた人達の活動がクローズアップされてくる。かれらが「石」を集めることに一生を費やし、その研究に没頭したなかに腕輪形石製品のせものが生まれてきた背景を窺うことができる。

そこでまずこの石亭、兼葭堂、長嘯の三人について、かれらの活動状況をたどってみる。各人ともそれぞれ多くの先学の研究があり、その成果を援用しながら見ていくこととしたい。また、三人の活動は必ずしも

今日の考古学分野の活動に限ってわけではない。石亭については『曲玉問答』等の考古学分野の研究活動が顕著ではあるが、鉱物等を含めた石のすべてを収集対象とし、兼葭堂、長嘯とともに画人としての才能も優れたものがあり、その方面からの考察も多い。彼らは当時の一流の文人であり、弄石家としての側面はその一つに過ぎないのであるが、小稿ではかれらの奇石収集の点に限ってまとめておく。

彼ら三人の略年譜を表1のように作成した⁶⁶。生年は石亭が一七二四年（享保九年）と年長であり、没年は一八〇八年（文化五年）、享年八五歳の長寿を全うしている。兼葭堂は一七三六年（元文元年）誕生、一八〇二年（享和二年）没の享年六七歳である。よってこの二人の活動時期はほぼ一致しているといってよい。長嘯は一七五五年（宝暦五年）誕生、一八一四年（文化十一年）没の享年六〇歳であり、三人のなかでも最も年少である。各人の行動及び交流をもう少し細かくみていくと、石亭は自著の中で「予一歳にして初めて奇石を愛し」とあるように一七三四年頃から石の収集をはじめ、一七四一年頃には既に弄石家としての名声を得ていたことが知られている。一七五二年（宝暦二年）に物産学の當時第一人者であった津島恒之進（如蘭）の弟子となっており、その前年一七五一年（宝暦元年）に兼葭堂も同門の弟子となっている。よって門人としては兼葭堂が先輩ということになる。二人を結びつけた直接的なきっかけは、津島恒之進（如蘭）の弟子になったということが考えられる。この二人によって一七六六年（明和三年）に京都で開催された物産会の品評がなされている。一七七三年（安永二年）に大著『雲根志』前編が刊行され、一七七九年（安永八年）に後編が出版されている。この

年(年号)	木内石亭	年(年号)	木村兼葭堂	年(年号)	二木長嘯
1724 (享保9)	生誕				
1734頃	初めて奇石を愛す。	1736 (元文元)	生誕		
1741頃	奇石家として知られる。				
1750 (寛延3)	珠光流野本道玄に入門する。	1751 (宝暦元)	津島恒之進(如蘭)に入門する。		
1752 (宝暦2)	津島恒之進(如蘭)に入門する。				
1754 (宝暦2)	津島恒之進死去のため田村元雄門下となる。	1760 (宝暦10)	大阪で開催された物産会に出品する。	1755 (宝暦5)	生誕
1766 (明和3)	物産会の品評執事を兼葭堂と共に務める。	1766 (明和3)	物産会の品評執事を石亭と共に務める。		
1773 (安永2)	『雲根志』前編刊行	1772 (安永元)	本年出土の鉄形石を入手する。	1771 (明和8)	赤田臥牛に伴われ石亭を初めて訪問する。
1775 (安永4)	兼葭堂を訪問する。				
1779 (安永8)	『雲根志』後編刊行	1779 (安永8)	小野蘭山の許へ通う。		
1783 (天明3)	大病に罹り、遺書を認める。				
		1787 (天明7)	石亭宅に宿泊する。	1787 (天明7)	石亭を訪問する。
				1788 (天明8)	石亭と書簡の交換を行う(1801頃まで)。『雲根図』描く。
1790以降	頻繁に奇石の購入を行う。西遊寺鳳嶺に奇石を譲渡することが多くなる。			1790 (寛政2)	関西方面を旅行し、神代石の模写をする。
		1791 (寛政3)	石亭宅に宿泊する。	1791 (寛政3)	石亭を訪問し、所蔵の神代石を描き、『諸家珍藏神代石図』に所収する。
		1797 (寛政9)	石山寺畔秋月館で開催された奇石会に出品する。	1799 (寛政11)	石亭から『神代石図巻』の序文が届く。
1801 (享和元)	『雲根志』3編刊行	1802 (享和12)	没 享年67歳	1801 (享和元)	石亭を訪問し、石亭の肖像画を描く。
1808 (文化5)	没 享年85歳			1814 (文化11)	没 享年60歳

表1 木内石亭、木村兼葭堂、二木長嘯 略年譜

二冊が刊行された安永年間が石亭の絶頂期といってよいであろう。互いの交流については一七七一年（明和八年）に一六歳の長嘯が初めて石亭を訪問している。一七七五年（安永四年）に石亭は兼葭堂を訪問し、一七七二年（安永元年）に出土した鍬形石を実見している。この鍬形石を『雲根志』三編の中に引用している。一七八三年（天明三年）、石亭は遺書を残すほどの大病を煩い、それまでのように全国を旅し、自ら奇石を集める活動が難しくなつたであろうと推測できる。年齢も六〇歳を超えたことも要因になつていゝと思われる。幸いこの病からは回復し、一七八七年（天明七年）、一七九一（寛政三年）の二回兼葭堂の訪問を受けている。また、長嘯も一七八七年（天明七年）に兼葭堂を訪れている。石亭と長嘯は一七八八年（天明八年）頃から盛んに書簡による交流を深め、神代石の用途について議論をし、あるいは石亭から長嘯に対し石の譲渡の懇願もなされている。一七九七年（寛政九年）に石山寺畔秋月館で奇石会が再興され、石亭も地元の重鎮として活躍したのであろうし、兼葭堂も先の鍬形石等を出品したものと思われる。長嘯もこの頃何回も関西方面へ旅行しており、この奇石会の情報は身近に感じていたであろう。一八〇一年（享和元年）に『雲根志』三編が刊行され、同年今日に残される石亭の肖像画が長嘯によって描かれている。翌一八〇二年（享和二年）に兼葭堂が逝去し、六年後の一八〇八年（文化五年）に石亭、さらに六年後の一八一四年（文化十一年）に長嘯が逝去する。

以上、極めて大まかに三人の年譜を見てきたが、奇石を収集し奇石会を開催するなどの活動は、一七五一、二年に兼葭堂、石亭が相次いで津島恒之進（如蘭）の弟子となつた頃から、一八〇一年に『雲根志』三編

が刊行され、翌一八〇二年に兼葭堂が逝去するまでの、ほぼ五〇年間であるといえよう。この五〇年間に石亭が刊行した三冊の『雲根志』を頂点とし、長嘯の描いた『諸家珍藏神代石圖』等の巻物が作られる。また全国に弄石家といわれる人々が輩出し、それぞれに地域性を活かした石の収集を進めていく。弄石家は奇石会と称する展示会に自らの所蔵品を出品したり、あるいは懷中に所蔵品を描いた巻物を持ち、お互いに訪問しあつた活動状況が浮び上がる。

小稿で扱つている腕輪形石製品の模造品が生まれてきた背景は当然この五〇年間の、各弄石家の収集熱が高まつた時期にあると考えてよい。さらに石の収集手段として購入という方法が加わるにつれて、模造品製作の必要性が生まれてきたと結論付けられる。

では、実際に石亭が石の購入を行った記録を石亭の年譜から見てもみる^④こととする。

一七九〇年六月晦日

尾州一ノ宮産石弾子を買求める。

（寛政二年）九月一日

天狗飯七二、神槍、蟹石、サルスベリ化石、

白水晶を買求める。

九月二日

和州生駒山産太乙禹余糧を買求める。

一〇月三日

花立石二品を買求める。

一〇月八日

檜木化石、曲玉壺を買求める。

十一月以降

躑躅化石、玉髓、木化石、飯介を買求める。

一七九一年二月二日

黄方解石、月珠、木化石を買求める。

（寛政三年）一〇月三日

濃州蜂産木化石を買求める。

一〇月一〇日 鏝石百品を百疋で買い求める。

一七九八年八月一七日 越後産貝石三品を買い求める。

(寛政十年)一〇月三日 金縮石を買い求める。

これらの記録がすべてではないと思われる(実際、購入し損なったことを悔やむ文書も残されており)石亭がかなり頻繁に奇石を購入していたことが窺える。また、一七九〇年以降に購入が集中しており、購入の動機が先に述べたように、大病を煩ったため、自らが奇石を探し求めることが困難になったためと推測できる。さらに付け加えるならば、寛政年間以降、長嘯に盛んに奇石の譲渡を懇願していた時期と重なり、石亭の飽くなき奇石収集への熱意が感じられる。この晩年の収集熱の高まりは、既に指摘されているように、自分の後継者と願った西遊寺鳳嶺への石の譲渡と相関関係にあるものとされている。

さて、実際の購入品目を見てみると、今日でいう考古遺物に限らず、鉱物、化石等の広い分野にわたっている。これは先述したように石亭が考古遺物のみを収集したのではなく、あらゆる種類の石を収集した状況を物語る。よって購入品は、当然今回扱っている腕輪形石製品の模造品に限ったことではなく、鉱物、化石類は本物であったであろうし、石鏝等の考古遺物も真の石鏝であろうと思われる。

その考古遺物であるが一七九一年(寛政三年)に一〇〇個の石鏝を一〇〇疋で購入したことが見られる。すなわち石鏝一点が一〇文という価格になるが、この値段が石亭にとってどれほどのものであったのかは興味深い。江戸時代の貨幣価値はかなり変動が大きく、特にこの一八世紀後半は米本位の農本体制の矛盾がどうにも解決の目途が立たず、貨幣経

済が主流になっていく時期にあたる。それゆえ単純な比較はできないが、それほど高価なものではないともいえよう。

論がずれたが、一七九〇年以降(寛政年間後半)に石亭の奇石収集に購入という方法が加わり、当然売る側の奇石商と呼ばれる人達が生まれてきたことは確かである。このような商人が活躍できた背景には石亭に限らず、先に述べたような全国的な奇石収集熱の高まりが背景としてあり、石亭の著した『雲根志』がかなりの部数販売された状況にも関係していると考えられる。ただ、奇石商の実態に迫ることはなかなか難しい。どのような商人がどこから仕入れ、どのような価格で販売し、どの程度売れたのかについてはなかなか良好な史料が残されていない。

その仕入れ方法のなかに、今回扱っている腕輪形石製品にせもの作りがあると思われるが、いつ、どこで、だれが作ったのかについては現在では不明である。この点については、今回紹介したような模造品の類例を収集し、使用されている石材等の諸特徴を比較検討していくことから始めていく必要があるだろう。

需要があれば供給が生まれることは極めて単純な経済原理である。この江戸時代中期に弄石家あるいは、かれらが集った弄石社の活動が盛んになるにつれ、珍しい石を収集する熱が一気に高まる。当然偶然に見つかるものだけでは需要に不足をきたし、奇石商と呼ばれる人々が活躍する場所が生まれる。江戸時代中期に貨幣経済が発展し、このような趣味のものまでもが商品として売買される背景は近世社会を考察していくうえで興味深いことであるが、ひとまず深く立ち入らないことにする。

いずれにせよ腕輪形石製品のにせものが作られる時期は寛政年間を中

心とした時期に限ったことといえ、この先にも後にもそのような模造品が作られるような時代背景は認められないのである。すなわちこの時期の異常なまでの奇石収集熱の中で需要が生まれ、供給されたものと考えられる。

四 まとめ

腕輪形石製品の模造品について四例を紹介し、その性格を追求してきた。その結果これらの模造品は江戸時代寛政年間を中心に奇石商と呼ばれる人々を介し弄石家の手元に収集されたものであることを明らかにした。小稿のまとめとしてこれらの模造品を、今日の博物館の保管・収集業務という博物館の一つの機能のなかでどのように位置付けていくかについて考えるところを述べたい。

その前に江戸時代の弄石家が腕輪形石製品をどのように見ていたかについて触れておく。この点は本誌前号においてそれぞれの名称を考察した際にも記述したので簡潔にまとめておく。

石亭の著作の中で腕輪形石製品は鐫刻類に大別され、車輪石は像形類、鍬形石は神代石に区分されている。すなわち人工のものであることは意識としてあるが、当然のことながら縄文時代の石器との区別はされておらず、ましてや用途については古墳の副葬品としての視点は存在しない。このことは名称に端的に示されているように神代かみよのものであり、用途についても不詳で「古代神工のものにていかなるものとも知る人なし」とされ、もっぱら珍奇なものという扱いである。鍬形石が「狐の鍬石」と

呼ばれ、その他の石器にも雷あるいは天狗の文字が付けられたものが散見されることが、この状況の傍証になる。

このことは考古学という学問が成立していない段階では当然のことであり、考察すべきことは今日でいう腕輪形石製品の模造品をにせものとして意識していたか否かである。この点について明確な史料はないが、にせものという認識をもっていた形跡は見られない。ただ、石亭は兼葭堂が所蔵していた出所の明らかな鍬形石に対し、「奇なり、美なり、愛するに堪たり」と述べ、石亭は本物を見極める眼力を持っていたと思われる。すなわち、奇石商が売買した時にはおそらく神代石という名称で売買したであろうから、奇石商は今日でいう詐欺行為を働いたことになる。

さて、なぜこのようなことを記述したかといえば、今日これらの腕輪形石製品のにせものを博物館として、特に保管・収集業務の中でどう対処していくかを考える際に、考古学という学問が成立していない江戸時代の段階と、今日おかれている腕輪形石製品の研究状況の違いを明確にするためである。すなわち、にせものといっても江戸時代と今日ではにせもの持つ意味が変化していると考える。冒頭にも記したように、考古資料の贋作は今日でも多数存在するようであり、新聞紙上を賑わすことも多い。また、実際博物館における資料購入の際にも持ち込まれることがあるようである。このような現在、問題を含んだ贋作と、今回扱った腕輪形石製品の模造品では明らかに性格が異なるものであると考えている。

今日、江戸時代に製作された腕輪形石製品の模造品が古墳時代前期の

社会を考察していく際に供せられないものであることは自明のことである。よって、まず第一に考古学研究の対象物でないことを明確にしなければならぬ。すなわち、博物館においてにせものゝをにせものとして管理していくことが重要である。

管理・収集業務に対しての結論を述べると、今回明らかにしたような江戸時代の奇石収集熱の高まりの中で腕輪形石製品の模造品が生まれてきたものであり、その状況を解説するならば、一つの展示会のテーマとなるであろうし、今回紹介したような遺物も十分展示に供せられるものでありと考えられる。故に、製作後ほぼ二〇〇年を経過した段階で、先の奇石商の詐欺行為は時効になっているものと考え、博物館の収蔵品に十分加えられるものであり、また収集、保管していくべきものであると結論付けたい。もちろん今日これらの模造品を売買する時には、全く別の問題が生じることを念頭に置かなければならない。

腕輪形石製品の模造品の存在は、江戸時代という近世社会を考察していく問題だけではなく、木内石亭らの奇石収集が、当時の実学を重んじた社会背景のなかから生まれてきた物産学、あるいは博物学に通じ、さらに弄石社の活動は今日の博物館活動の基礎であるという博物館学の側面からも考察していく必要がある。

石亭らの活動は弄石家という人々が逝去した後ほとんど痕跡を残すことなく消えてしまっている。それは石亭の集めた膨大な「石」もほとんどあとかたもなく雲散霧消してしまっていることから明らかである。木内石亭、木村兼葭堂らの名前は考古学史、あるいは博物学史のなかで扱われることはあるが、彼らの業績はほとんど省みられることはない。

これは石亭ほどの著作を他の弄石家が残すことなく、また一時の収集ブームのなかに終始してしまったことも理由であろうし、その後明治時代の博物館学、あるいは考古学が西洋からの知識導入で進められていったことにも原因が求められよう。しかしながら、彼らが残した「もの」はその一部ではあるが今日いろいろな経緯を経て現在の博物館にも受け継がれている。これらを再評価していくことも、今日おかれている博物館を考えていくときのひとつの視点になるのではなからうか。

腕輪形石製品の模造品というものを材料として、その存在意義を明らかにし、博物館の業務についても言及してみた。模造品、すなわちにせものは腕輪形石製品のみならず、考古資料に限っても、ありとあらゆるものが存在しているものと思われる。このような状況のなかで、個々の博物館について本考察がどれほど有効であるか心許ないところもあるが、関西大学博物館のように伝世資料を多く所蔵する博物館においては、考察を試みる価値があると信じている。

以上、腕輪形石製品研究の模造品に遭遇したことを発端に一文を草したことを記して擲筆することとしたい。

追記 小稿をなすにあたって、高山市郷土館、ならびに同館学芸員

田中 彰氏、天理大学附属天理参考館、ならびに同館学芸員

藤原郁代氏にご高配賜った。記して深く感謝申し上げますものである。

註

- ① 徳田誠志「腕輪形石製品の名称とその用途——博物館の展示にあたって——」『関西大学博物館紀要』創刊号 一九九五年
- ② 徳田誠志「書陵部所蔵の石製品Ⅰ〜Ⅲ」『書陵部紀要』四二号〜四四号 宮内庁書陵部 一九九一〜一九九三年
- ③ 徳田誠志「資料紹介 鉄形石」『関西大学考古学等資料室紀要』第二号 一九八五年
- ④ 考古学における贗作の問題を正面から扱った論文には次のようなものがある。
玉利 勲「横行する遺物の贗作」『墓盗人と贗物づくり 日本考古学外史』一九九二年 平凡社
- ⑤ 末永雅雄『本山考古室要録』一九三五年 岡書院
- ⑥ 神田孝平『日本太古石器考』(Notes on Ancient Stone Implement & C. of Japan) 一八八四年
- ⑦ 前掲註⑥ PLATE XV III 4・5及びPLATE XIX 8
- ⑧ 清野謙次『日本考古学・人類学史』一九五四年 岩波書店
- ⑨ 梅原末治「上古碧玉品の二、三に就いて」『日本古玉器雑攷』一九七一年
- ⑩ 中司照世・川西宏幸「北谷一一号墳の研究」『考古学雑誌』第六六卷二年 一九八〇年
- ⑪ 註⑩の年表の中に次のような記事が見られる。「寛政五年 二木長嘯より張氏石と石亭所蔵山姥釘打石と交換の話があるが、すでに山姥釘打石は人手に渡っていた」
- ⑫ 前掲註③ P一五一 第1図
- ⑬ 井上郷太郎『考古学資料図録 井上コレクション』多摩考古学学会 一九六二年 図版二九〇 上段の中央に示された車輪石は模造品と思われる。
- ⑭ 木内石亭、木村兼葭堂、二木長嘯についての参考文献は下記の通りである。なお、実際に原本を確認できたもののみを示す。
- ・木内石亭
 - 中川泉三「雲根志の著者木内石亭」『考古学雑誌』第一五卷一一号 一九二四年
 - 中川泉三編『石の長者木内石亭全集』下郷共済会 一九三六年
 - 中谷治宇二郎「石を愛する心木内石亭と弄石社中」『考古学雑誌』第二六卷四号 一九三六年
 - 長谷部言人「木内石亭と鈴木甘井」『民族文化』一九四〇年
 - 斎藤 忠「木内石亭」人物叢書 一九六二年 吉川弘文館
 - 土井道弘「石の長者木内石亭」『考古学の先覚者たち』中央公論社 一九八五年
 - 宇野茂樹「木内石亭」『國學院大學博物館学紀要』第一輯 一九八七年
 - 栗東歴史民俗博物館『石の長者・木内石亭』企画展図録 一九九五年
 - ・木村兼葭堂
 - 高梨光司『兼葭堂小伝』高島屋兼葭堂会 一九二五年
 - 南木芳太郎編「兼葭堂号」『上方』一四六号 一九四三年
 - 大阪史談会「木村兼葭堂百五十年忌展観目録」『大阪史談』復刊第二冊 一九五七年
 - 水田紀久『兼葭堂日記』翻刻編 兼葭堂日記刊行会 一九七二年
 - 大阪市立自然史博物館「木村兼葭堂貝石標本 江戸中期の博物コレクション」『大阪市立自然史博物館収蔵資料目録』第一四集 一九八〇年

二年

田村利久「木村兼葭堂の古代学」『考古学の先覚者たち』中央公論社
一九八五年

- ・二木長嘯

長谷部言人「福島滄洲と二木長嘯亭」『ひだびと』八巻三号 一九四〇年

大野政雄「木内石亭と二木長嘯」『飛騨春秋』一三巻四号 一九六八年

大野政雄「二木長嘯の神代石収集」『考古学の先覚者たち』中央公論社 一九八五年

尾関 章「二木長嘯の収集品」『岐阜県博物館調査研究報告』第八号 一九八七年

⑮ 谷島博之「二木長嘯」『岐阜県の日本画（南画編）』郷土出版社 一九九〇年

⑯ 表1の作成にあたっては、それぞれ左記の文献を参照した。

- ・木内石亭

栗東歴史民俗博物館『石の長者・木内石亭』企画展図録 一九九五年

- ・木村兼葭堂

大阪市立自然史博物館「木村兼葭堂貝石標本 江戸中期の博物コレクション」『大阪市立自然史博物館収蔵資料目録』第一四集 一九八二年

- ・二木長嘯

尾関 章「二木長嘯の収集品」『岐阜県博物館調査研究報告』第八号 一九八七年

⑰ 以下の記事は、左記文献から抜粋した。

⑱ 栗東歴史民俗博物館『石の長者・木内石亭』企画展図録 一九九五年
実際の購入記録としては「石亭奇石目録 断簡」に購入資料名とその価格を記録した史料が残されている。

井上 優、伊藤ひろ美「史料翻刻 木内石亭書状——西遊寺鳳嶺関係資料より——」『栗東歴史民俗博物館紀要』第一号 一九九五年 なお、実物は企画展『石の長者・木内石亭』に展示されたものを見ました。

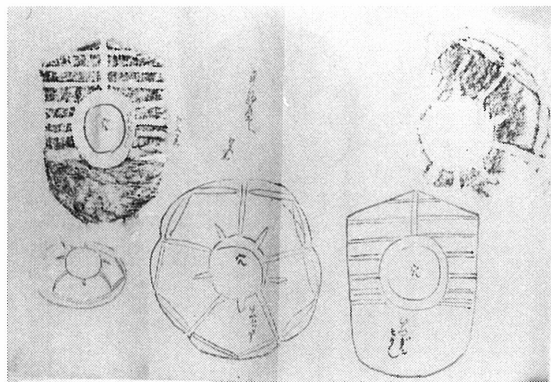


写真2



写真1



写真4

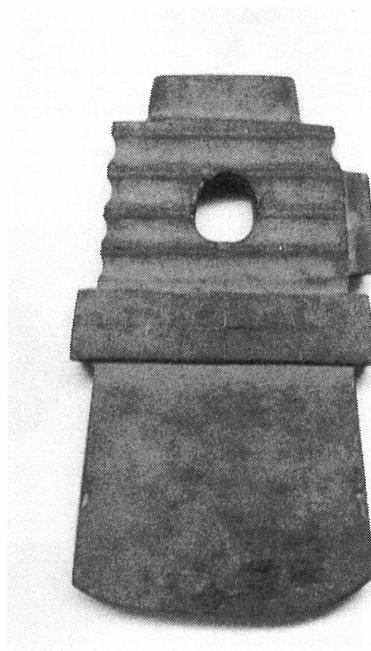


写真3



写真7

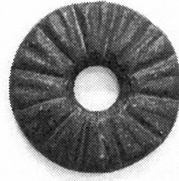


写真5

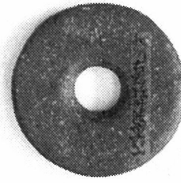


写真6

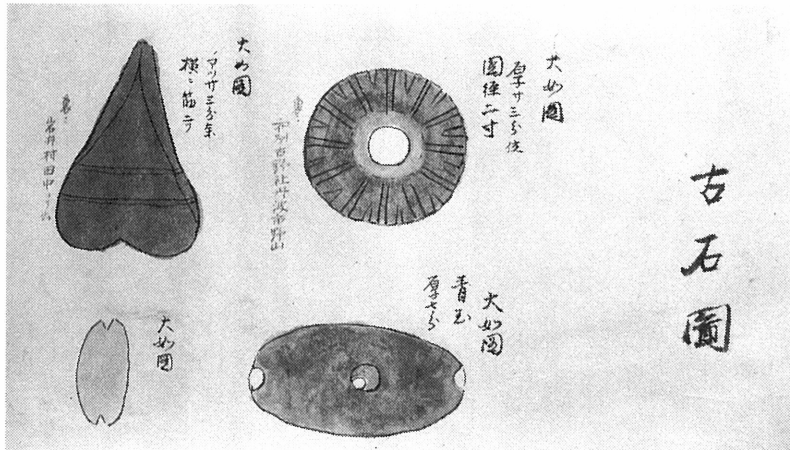


写真8